

○ 情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びにこの特記事項を遵守しなければならない。

（用語の定義）

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- （1）ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- （2）ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- （3）ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（責任体制の明確化）

第3条 乙は、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

- 2 セキュリティ責任者に変更があるときは、乙は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

（業務従事者の特定）

第4条 乙は、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

- 2 本業務の従事者に変更があるときは、乙は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。
- 3 乙は、本業務の履行に当たって甲の管理する庁舎等に立ち入るときは、乙の従業員に、乙の発行する身分証明書を携帯させ、及び乙の記章又は名札を着用させなければならない。この場合において、入退室管理が行われているところに立ち入るときは、甲の指示に従わなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（この特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、本業務の履行に際して知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。以下同じ。）を、甲が指示する場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に、本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定すること。
- (3) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産を、甲が指示する場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を得て持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製しないこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、取得情報及び本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 再委託の取扱いは、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

- 2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先の事業者に対して、この特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務付けるとともに、管理及び監督を徹底しなければならない。
- 3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先の事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。この場合において、再委託先の事業者におけるセ

セキュリティ責任者又は本業務の従事者に変更があるときは、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(事故報告)

第11条 乙は、本業務に関する情報の漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本業務について事故等が発生したときは、甲が必要に応じ、乙の名称を含む当該事故等の概要を公表することを受忍するものとする。

(実施責任)

第12条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

(調査等)

第13条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第14条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策が不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。